男鹿市告示第１０１号

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月３日

男鹿市長　菅　原　広　二

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示の一部を改正する告示

男鹿市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等へ委任させた告示（令和２年男鹿市告示第１９号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表

出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員
（略）				
こども未来課	１　奨学金に関する収納事務 ２　保育園保育料の収納事務 ３　副食費の収納事務 ４　学童保育納			

改正前

別表

出納員を置く課等	会計管理者から委任される事務	出納員となる職員	分任出納員となる職員	現金取扱員となる職員
（略）				
こども未来課	１　奨学金に関する収納事務 ２　保育園保育料の収納事務 ３　副食費の収納事務 ４　学童保育納			

改正後					改正前				
	付金の収納事務 5　学童保育保険料の収納事務 6　保育園災害共済掛金の収納事務 **7　物品売払収入の収納事務**					付金の収納事務 5　学童保育保険料の収納事務 6　保育園災害共済掛金の収納事務			
（略）					（略）				
備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。									

附　則

この告示は、公布の日から施行する。